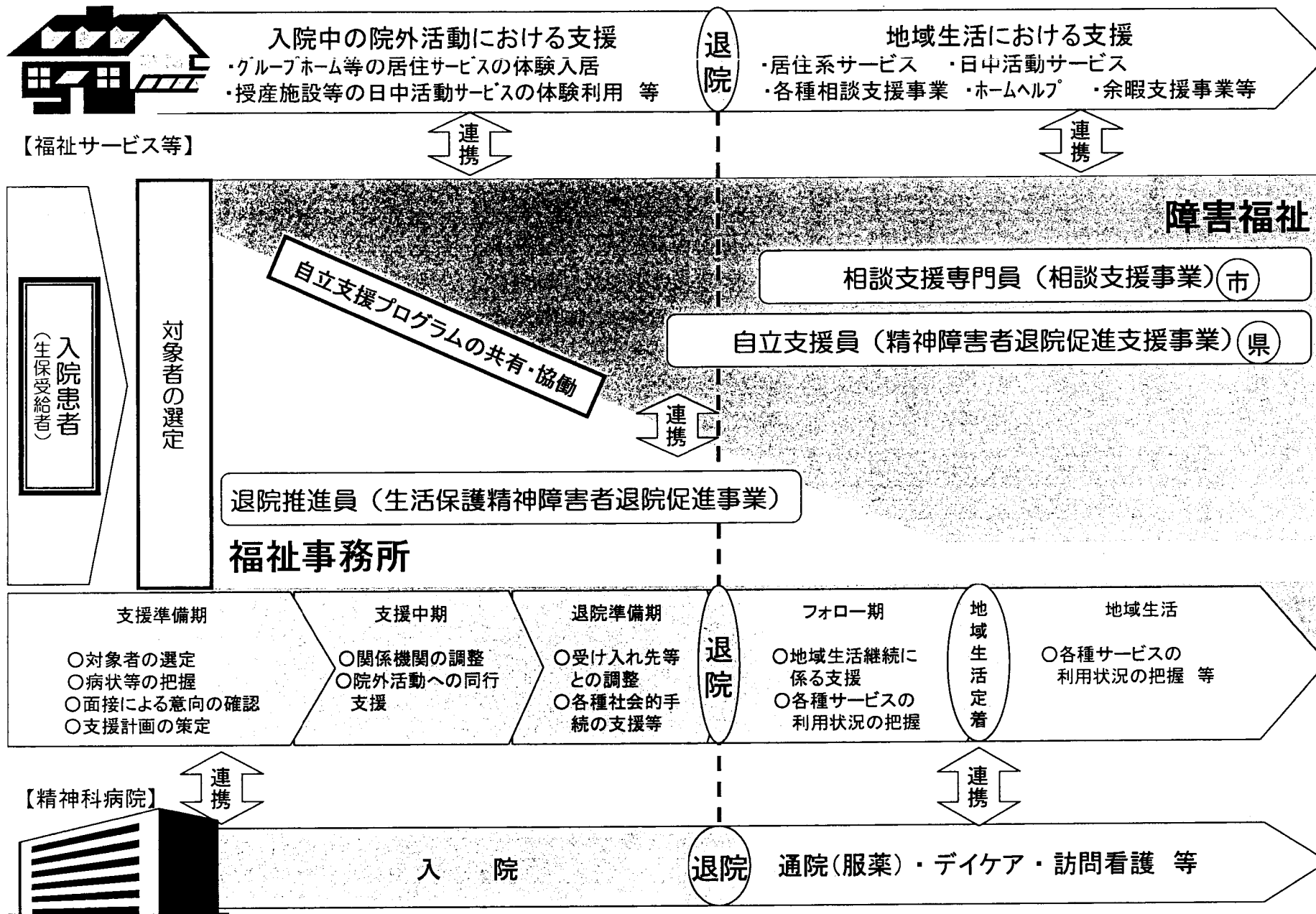


福祉事務所(生活保護)と障害福祉施策の連携



○ 退院促進事業の事例(福岡県)

福岡県では、生活保護の長期入院患者の退院を促進するため、平成17年度から「長期入院患者社会復帰促進事業」、平成18年度から「精神障害者社会復帰促進研究事業」及び「退院者等居宅支援モデル事業」を実施している。
(3事業ともにセーフティネット支援対策等事業費補助金を活用)

○長期入院患者社会復帰促進事業
精神障害者や高齢者の長期入院患者で退院可能な者について、自立支援プログラムの手法を導入し、社会復帰を促進するため、平成17年度から福祉事務所にコーディネーター・アドバイザーを配置

1. コーディネーター・アドバイザーの配置

○平成17年度から、コーディネーター・アドバイザー計6名を県福祉事務所3か所(田川、遠賀、糟屋)に配置し、社会復帰のための支援を実施。
(コーディネーター・アドバイザー業務を福岡県社会福祉士会に委託)

2. 対象者

○入院後3か月以上になる者で、受入条件が整備されれば退院が可能だと主治医の判断があり、かつ社会復帰に積極的な支援を要する被保護者

3. 退院支援の流れ

- 退院可能性の調査
コーディネーター・アドバイザーが、病院訪問等を行い、退院の可能性、受入先の整備条件等、社会復帰のための積極的支援の必要性及び本人の希望等の聴き取りを行う。
- 対象者の選定と課題分析及び社会復帰個別プログラムの策定
コーディネーター・アドバイザーは、上記調査を基に①対象者の選定、②対象者ごとの課題の分析、③社会復帰個別プログラムの案を策定し、福祉事務所において、本人・家族等への確認や必要に応じてケース検討会議等を行った上で決定する。
- 社会復帰個別プログラムの実施及び状況把握
対象者に対し、諸制度の利用に関する必要な援助を行う。査察指導員は、課題整理票を参考に、実施状況の進行管理及び指導援助に対する助言を行う。
- 社会復帰個別支援プログラムの評価及び見直し
・退院した者については、6か月間は生活状況を観察。
・退院に至らなかった者については、要因等の調査・分析を協議し、次期プログラム(案)を策定するとともに、初回プログラムと同様、必要な援助を行う。

4. 事業の効果

	退院可能者数	退院者数
平成17年度	74名	18名

別紙

○精神障害者社会復帰促進研究事業

精神科病院における社会復帰促進に向けた手法を研究するため、医療機関にモデル病院として実践的な研究を行う場の提供等について協力を得るとともに、当該医療機関に研究員を派遣する。

(研究業務については(社)日本精神保健福祉士協会に委託)

1. 研究員の業務

- 主研究員は、モデル病院、副研究員の協力の下、対象事例の社会復帰に向け支援を行うとともに、事業推進のための会議等のコーディネート、自立支援プログラムの作成を行う。
- 副研究員は、モデル病院内において、主研究員と協同し、事業の推進を行う。

2. モデル病院の業務

- 主研究員の受入及び実践の場の提供
- 副研究員の選出及び主研究員との協力体制の提供
- 対象事例の提供及び主研究員との対象事例の社会復帰に関する検討

3. 研究事業の流れ

- 支援対象者の選定
- 社会資源の調査
- 対象者の面接、退院に向けた支援の実施
- 研究事業推進会議(ケア会議)の開催
- 事業計画・報告・検討を行うための研究事業検討会議の開催
会議の実施を通じて自立支援ネットワークの構築を図る
- 事業実施のまとめ(自立支援プログラムの構築)

○退院者等居宅支援モデル事業

長期入院患者等が地域生活への移行準備期間を過ごす宿泊先として、無料低額宿泊所を設置(NPO法人運営)し、地域での生活が送れるようになるためのトレーニングを行う。

宿泊所における自立支援

- 家族関係回復、借金、福祉制度の活用など生活相談の実施
- 金銭管理及び服薬の指導など日常生活支援
- 食事の準備、調理の手伝い、部屋の清掃など、日常生活能力を養うためのトレーニング

○ 退院促進事業の事例(東京都(世田谷区))

世田谷区においては、福祉事務所及び保健所が相互に連携するとともに、NPO法人等に支援業務を委託し、コーディネーターとして担当PSWを設置するなどにより、精神障害者の退院支援を実施
(セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用)

1. 退院支援事業の委託

○ 平成18年度から、地域生活支援センター、精神障害者の支援を行っているNPO法人に、退院促進事業の実施を委託

2. 対象者

○ 精神科病院に原則として6か月以上入院している者で、主治医により退院が可能と判断され、かつ本人が退院を希望する者のうち、事業による生活支援の対象と認められた者

3. 事業実施の内容

- 居住支援相談窓口の設置
受託法人において、住居確保の相談、病状悪化による生活困難や近隣トラブルに関する相談、家主・不動産業者等との調整支援など、住居の確保や居住継続支援に関する相談を行う
- 対象者の個別生活支援
受託法人において、対象者との信頼関係の構築、支援計画の策定、地域のネットワークづくり、居住確保、日常生活状況確認及び居住継続に係る支援等を実施
- ケア会議の設置・開催
福祉事務所、保健所、地区担当保健師等によるケア会議を開催し、対象者の決定、地域生活ケアプランの作成を行う
- 退院促進連絡会の設置・運営
地域内の精神科病院及び社会復帰施設等関係機関との連絡調整、事業の進捗状況等に関する協議
- 医療機関等への協力要請
 - ・事業の円滑実施のため、精神科病院に事業実施全般に対して協力を要請
 - ・不動産会社等が集まる場を設け、事業実施について協力を依頼

4. 事業の効果

	支援対象者数	退院者数
平成18年度(6月～11月)	18名	7名

(3) 中国帰国者等に対する地域生活支援プログラムの実施及び生活保護の運用等の取扱いについて

ア 経緯

中国残留邦人に関する援護行政については、これらの方々に対する早期の帰国支援策、帰国後から現在に至るまでの十分な定着及び自立支援措置等について、集団訴訟が提起され、係争中であるが、このうち、神戸地裁において、昨年12月1日に国側敗訴の判決が示され、国としては控訴したところである。

この際、訴訟関係とは別に、中国残留邦人に対する支援は重要であるとの観点から内閣総理大臣より厚生労働大臣に対して、「中国残留邦人の方々については、既に高齢化されており、これまで大変なご苦勞があったことに十分に配慮し、当事者の御意見も踏まえ、日本語の習得、地域社会への適応、2世・3世の就労支援等のきめ細かな自立支援の取組を推進するよう」指示がなされたところである。

中国帰国者への支援策としては、これまで永住帰国者の受入れ及び帰国者等の定着自立促進を目指し、援護施策において種々の対策が講じられているところであるが、平成19年度においては、この内閣総理大臣からの指示を踏まえ、

- ① 地域生活支援プログラムの実施
- ② 自立指導員の永続的派遣
- ③ 中国帰国者支援・交流センターの増設
- ④ 2世・3世に対する適切な就労支援の実施

等のきめ細かな自立支援の取組を推進することにより、地域で安心して生活を営むことができるよう支援することとしているところである。

また、本年1月30日には、東京地裁において、国側勝訴の判決が示されたところであるが、内閣総理大臣より厚生労働大臣に対して、「法律問題や裁判の結果は別として、中国残留邦人の方々への支援のあり方について、そのおかれている特殊な事情を考慮して、与党ともよく相談しながら、誠意をもって対応するよう」指示がなされたところであり、今後、中国残留邦人の方々安心して地域で暮らすことができるよう支援策をとりまとめていくこととしている。

イ 中国帰国者等に対する適切な生活保護の運用

これまでの中国残留邦人集団訴訟においては、原告側から生活保護制度の運用に

関しても、

- ① 養父母等の見舞いや墓参等のために、中国へ渡航した場合に生活保護費が停止される
- ② 中国から訪ねてきた養父母を自宅に宿泊させると生活保護が停止される
- ③ 日本語ができないことから職がないのに働けと強要される

等の事例があるとの指摘がなされているところである。

については、中国帰国者等に対して生活保護を適用するに際しては、中国帰国者等の方々が置かれている特殊な事情を踏まえつつ、個々の実情に応じたきめ細かな対応を行っていただくよう管内実施機関に対して周知徹底していただきたい。

ウ 地域生活支援プログラムの実施

平成15年に実施された中国帰国者生活実態調査によると、中国帰国者の約6割が生活保護を受給している状況にある。こうした状況を踏まえ、今般、援護担当部局と生活保護担当部局との連携により、生活保護を受給している中国帰国者等を対象とした「地域生活支援プログラム」を実施し、中国帰国者等が地域において安心して生活を営むことができるよう、中国帰国者等の個々の生活状況を把握するとともに、そのニーズに応じたきめ細かな支援を行うことにより、社会的・経済的自立の助長を図ることとしたところである。

地域生活支援プログラムの概要については、以下のとおりであるが、まず都道府県連絡協議会において実施手順等の調整を行うこととされているので、各都道府県・指定都市・中核市本庁の生活保護担当課におかれては、連絡協議会への参加につき、よろしくをお願いしたい。

本プログラムにおいては、自立指導員とともに家庭訪問を行うことにより、中国帰国者等の方々の個々の生活状況やそのニーズを把握することとし、当該中国帰国者等の方々の希望に沿った支援メニューの利用へつなげていくこととしているので、自立指導員とともに家庭訪問が重要な役割を担っていることを十分ご理解頂きたい。

地域生活支援プログラムの概要

- 援護担当課職員（プログラム担当責任者）、自立指導員及び福祉事務所職員で構成される地域生活支援プログラム支援チームを設置し、中国帰国者等に対する支援を行う。
- 自立指導員と福祉事務所職員が中国帰国者等への同行訪問を行い、当該中国帰国者等の個別の生活状況及びニーズを把握したうえで、本人の希望に沿った支援につなげる。
- プログラム担当責任者は、支援内容が決定した中国帰国者等に対し支援開始日等の連絡をすると共に、支援を実施する関係機関に当該中国帰国者等の情報を連絡する等の調整を行う。

本プログラムは、生活保護の自立支援プログラムの一つとして位置づけられるものであるが、生活保護を受給している中国帰国者等の所在する全ての保護の実施機関において、平成19年4月からの施行をしていただきたく、該当する各都道府県の生活保護担当部局及び実施機関におかれては、各都道府県の援護担当部局との連携を図った上で、本プログラムの円滑な実施につきご協力願いたい。

なお、本プログラムの実施要領として、資料を用意したところであるので、これに沿って事業を実施願いたい。

エ 中国帰国者等に対する生活保護制度上の取扱い

以上のように、中国帰国者等の方々への支援については、内閣総理大臣からの指示を踏まえ、その置かれている特殊な事情を踏まえつつ、全自治体においてきめ細かな生活支援を行っていくこととしており、こうしたことに鑑み、今般中国帰国者等に対する生活保護制度上の取扱いについて、下記のとおり定め、これを平成19年4月1日から施行することを予定しているため、保護の適切な実施に遺漏のなきを期されたい。

中国帰国者等に対する生活保護制度上の取扱い（案）

- 1 親族訪問等のために中国へ渡航する場合における生活扶助費の取扱い
中国帰国者等が、親族訪問や墓参等のために中国へ渡航する場合については、1

～2ヶ月程度の期間の場合については、渡航日数に応じた生活扶助費の減額を行わないこととする。

当該期間は原則として1～2ヶ月程度とするが、期間中にやむを得ない事情が生じた場合には、これを超えることも認めることとして差し支えない。

なお、この取扱いは、中国帰国者1世が中国へ渡航する場合（中国帰国者1世と同一世帯員が単独で中国へ渡航する場合も含む）に限る取扱いであることにご留意願いたい。

2 中国渡航に要する渡航費用の取扱い

中国帰国者等が、親族訪問や墓参等のために中国へ渡航するための費用を以下の金銭等から賄う場合については、当該金銭等については、当該世帯の自立更生のために充てられる額として、収入として認定しないものとする。

- ① 財団法人中国残留孤児援護基金より支給される里帰り費用（往復交通費、滞在中の宿泊費及び食費等）
- ② 扶養義務者からの援助金
- ③ 上記以外の他の者から恵与される金銭
- ④ 保護費のやり繰りによる預貯金

保護の実施要領への具体的な当てはめについては、以下のとおり。

- ・ ①から③については、次官通知第7の3の(3)のエにより取り扱うものとし、当該金銭が中国への渡航費用に充てられる場合には、これを自立更生のために充てられる額として捉え、収入として認定しない。
- ・ ④については、課長通知第3の18により取り扱うものとし、当該預貯金が中国への渡航費用に充てられる場合は、その用途が生活保護の趣旨目的に反しないものであると捉え、保有を容認する（収入として認定しない）。

3 援護施策として支給される交通費、教材費及び資格取得費等の取扱い

今般、新たな援護施策として、

- ・ 中国帰国者等が中国帰国者自立研修センターや支援・交流センター等の実施する日本語教室や交流事業等へ参加する際の交通費や教材費の支給
- ・ 中国帰国者2世・3世に対する日本語検定等に要する費用の支給

が行われるところであるが、これらの支給された金銭については、当該世帯の自立

更生のために充てられる額として、収入として認定しないものとする。

〔 保護の実施要領への具体的な当てはめについては、次官通知第7の3の(3)の
エにより取り扱うものとし、これらの援護施策によって支給された金銭を自立更生
のために充てられる額として捉え、収入として認定しないこととする。 〕

なお、帰国後に支給される自立支度金については、当該支度金の性格が外地残留による永年の労苦を慰謝する見舞金的なものであることから、次官通達第7の3の(3)のオによるものとし、当該世帯の自立更生のために充てられる額については、既に収入として認定しない取扱いとしているところであるので、ご留意願いたい。

4 生活保護行政の適正な運営

(1) 生活保護行政を適正に運営するための手引き

平成17年の三位一体改革の議論の中で、生活保護の適正化の必要性については、国と地方との間で認識が一致したところである。このため、平成18年3月に、生活保護行政の適正運営の観点から、地方自治体における取組事例も参考としつつ、「生活保護行政を適正に運営するための手引き」を作成し、通知したところである。

この「手引き」は、

- ・ 資産調査等に関する関係機関との連携
- ・ 暴力団員への対応
- ・ 年金担保貸付を利用している者への対応
- ・ 履行期限を定めた指導指示
- ・ 不正受給に関する刑事告訴等の強化

等、福祉事務所における業務の流れに沿って、関連事項を整理したものであり、福祉事務所においては、この「手引き」の趣旨及び内容を十分にご理解の上、「手引き」に従い、生活保護の適正な運営を図っていただきたい。

(2) 保護の相談における窓口対応等

「手引き」においても明記したところであるが、面接相談から保護の申請に至るまでの福祉事務所での窓口対応においては、保護の相談の段階から制度の仕組みを十分に説明するとともに、他法他施策の活用等についての助言を適切に実施する等要保護者に対するきめ細かな面接相談を行うよう努められたい。その際、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むとともに、申請の意思のある方については申請手続の援助指導を行うこととされたい。

また、従前からお願いしているところであるが、生活困窮者の発見及び適切な保護を実施するため、生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう、住民に対する生活保護制度の周知、保健福祉関係部局や社会保険・水道・住宅担当部局等の関係機関との連絡・連携を図るよう努められたい。

5 その他

(1) 生活保護関係予算

ア 保護費負担金

平成19年度予算(案)については、直近の被保護人員等の動向を踏まえるとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき、社会的公平性を図る観点から、一定額以上の不動産を有する要保護高齢者世帯について、所有不動産を担保とした貸付制度(要保護世帯向け長期生活支援資金)を創設し、生活保護に優先させることとしたほか、15歳以下の子供を養育する一人親世帯の母子加算について、就労支援策を講じつつ3年計画で廃止することとしたこと等を踏まえ、平成18年度当初予算2兆166億円に比較し、▲641億円減(対前年度▲3.2%減)の1兆9,525億円を計上しているところである。

(参考) 平成19年度予算(案)の状況

	18' 当初予算	19' 予算(案)	増▲減額
保護費負担金	2兆166億円	1兆9,525億円	▲641億円

イ セーフティネット支援対策等事業費補助金

平成19年度予算(案)においては、要保護世帯向け長期生活支援資金の創設に必要な経費や、母子世帯を含め生活保護を受給する世帯の自立を推進するため、福祉事務所等における「自立支援プログラム」の導入を一層推進するとともに、稼働能力判定会議の設置や、精神障害者退院推進員の配置により、適性にあった就労支援や、社会的入院患者の退院の促進を図るため等の経費として対前年度30億円増の180億円を計上しているところであるので、各自治体においては、本補助金を有効に活用し、これらの事業の円滑な実施を図られたい。

(参考) 平成18年度予算(案)の状況

	18' 当初予算	19' 予算(案)	増△減額
セーフティネット支援対策等事業費補助金	150億円	180億円	30億円

ウ 生活保護費負担金の執行について

各自治体への生活保護費負担金の交付は、予算の効率的な執行の観点から、各自治体より報告された所要見込額に基づき行っている。

平成19年度においても、四半期ごとに所要見込額を把握することとしているので、各自治体においては、常に保護動向等を踏まえ、適切に所要額を算出するとともに、これに必要な財源措置を講じられたい。

昨年度、会計検査院より、生活保護費負担金交付額の精算にあたり、返還金等として収納済額のみを調定した額として計上したため、国庫負担金の精算が過大となっている事例について、指摘を受けたところである。各自治体においては、交付要綱（生活保護法による国庫負担金の取扱いについて〈昭和44年7月25日厚生省社第169号厚生事務次官通知〉）に基づき適切に国庫負担金の精算を行われたい。

また、納入の指導や時効中断措置等の必要な手続きを行わず時効の完成により不納欠損と処理している事例など、適正な処理を経ずに国庫負担金の精算が行われていることについても指摘を受けていることから、各自治体においては、地方自治法を遵守し、調定後の債権管理を適切に行われたい。

エ セーフティネット支援対策等事業費補助金の執行について

今年度に財務省が予算執行調査を実施したところ、レセプト点検等については、費用対効果の面で問題がある自治体もあると指摘されているので、各自治体においては、国民健康保険の過誤調整率と比較する等により検証し、実績のある事業者へ委託する等実施方法を見直されたい。

平成19年度の補助事業の採択にあたっては、事業の具体的内容及び費用対効果を踏まえ行うこととしているので留意願いたい。

平成19年度においては、自立支援プログラムのうち就労自立に関するプログラムを全自治体で作成していただくこととしているところであり、平成19年度のセーフティネット支援対策等事業費補助金の事業採択にあたっては、就労自立に関するプログラムを既に作成しているか、平成19年度中に作成する予定の自治体について、優先的に採択する予定である。

(2) 保護施設の整備及び運営

ア 保護施設の整備

救護施設については、在宅での生活が困難な精神疾患による患者、重複障害者等の受入施設として機能しており、また近年、いわゆる精神障害者等の社会的入院患者の解消という観点からも、退院患者の受入先としての役割に期待が寄せられている。平成19年度の保護施設の整備に当たっては、地域における保護施設の必要性を的確に把握のうえ、計画的な整備に取り組まれない。

また、平成18年9月1日より施行された「労働安全衛生法施行令」等の改正内容を踏まえ、「石綿をその重量の0.1%を超え、かつ1%以下を含有する吹付けアスベスト等」を対象とした補足調査を実施したところである。19年度においても吹付けアスベスト（石綿）等がある場所を有する施設のばく露の状況を把握し、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の最終報告結果の公表及び今後の対応について（通知）（平成17年11月29日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）」、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査（フォローアップ）の報告結果の公表及び今後の対応について（通知）（平成18年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）」及び「社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策について（平成18年10月31日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）」等に基づき、適切な措置を講じられたい。

なお、アスベスト等の除去等に必要な費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象（大規模修繕等）となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用し、その早期処理に努めるよう指導願いたい。

イ 保護施設の運営

救護施設及び更生施設については、生活扶助を行う機能に加え、入所者の地域生活への移行の支援や居宅生活をおくる被保護者に対する生活訓練の実施の場として活用されることが期待されている。

また、救護施設は在宅での生活が困難な精神疾患による患者、重複障害者等の受入施設として機能しており、精神障害者の処遇のノウハウもあるため、社会的入院患者の退院に伴う受け皿として、また居宅生活移行への支援施設としての役割も十分に果たせると考えている。このため、平成19年度予算において、セーフティネ

ット支援対策等事業費補助金において創設した「精神障害者等退院促進事業」を円滑に進めるため、精神障害者施策との連携はもとより、保護施設入所者の居宅生活への移行のための施策である「保護施設通所事業」、「救護施設居宅生活訓練事業」及び「救護施設居宅生活者ショートステイ事業」も効果的に活用することとし、管下福祉事務所及び救護施設、更生施設に対し、積極的な働きかけを行い、社会的入院患者の解消に努められたい。

平成18年度における実施施設			
	実施施設数	対象施設数	実施率
1. 保護施設通所事業	34施設	203施設	16.7%
2. 救護施設居宅生活訓練事業	18施設	183施設	9.8%

また、各福祉事務所においては、必要に応じ保護施設入所の適否について判定を行い、居宅への移行や他法の専門施設での受け入れ可能な者については、措置の見直しを行われたい。